

基本目標3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値 平成30年度当初	事業目標			取り組み内容(H30)	達成状況 (H30)	取り組み内容(R1)	達成状況 (R1)	R2事業目標の見直し
									30年度	元年度	2年度					
(1)医療と介護の連携体制の強化	13	長寿応援課	在宅医療介護連携推進事業	在宅医療介護連携代表者会議及び朝霞地区医師会等関係機関、及び近隣他市と連携し、地域における医療と介護の連携の仕組みづくりを行う。	要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域や在宅で、自分らしく、満足度の高い生活を過ごすため、受けられるようになるためには、意識の共有と連携の強化、仕組みの構築が必要となる。	団塊の世代が高齢化する2025年を見据え、自宅で適切なケアとサービスが受けられるようになるためには、意識の共有と連携の強化、仕組みの構築が必要となる。	県や医師会等の協力を得ながら、関係機関との連携を強化し、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支える仕組みづくり活動を継続、発展させる。	・在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ・医療介護連携に関する課題抽出 ・ケアカフェ開催 2回 ・在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	・在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ・医療介護連携に関する課題抽出 ・ケアカフェ開催 3回 ・講演会の開催 1回 ・講演会、研修会の開催 2回 ・在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	・在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ・ワーキングショップ 3回 ・ケアカフェ開催 3回 ・講演会の開催 1回 ・講演会、研修会の開催 1回 ・関係者向け研修 1回(包括ケア支援主催) ・在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	○	・在宅医療介護連携代表者会議開催 3回 ・ワーキングショップ 1回 ・ケアカフェ開催 1回 ・講演会の開催 1回 ・関係者向け研修 1回(包括ケア支援主催) ・在宅医療介護連携情報誌の発行 2回	○	有年度末にワーキングショップを開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。それ以外は計画通りに実施できた。医療職・介護職による事業のため、R2は新型コロナウイルスの動向次第で検討していく。		
(2)認知症対策の強化	14	長寿応援課	・認知症初期集中支援チーム事業 ・認知症カフェの開催	認知症初期集中支援チームは、医療・保健・福祉に携わる関係者が、早期診断、早期対応に向けた支援を行う。また、認知症カフェは認知症高齢者や家族等が交流を深め、情報交換をする楽しい場として開催する。	認知症になってしまっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続ける上、介護費がかかるだけではなく、関係機関の認知症対応に対する理解と対応等の普及啓発・促進に努める。	認知症高齢者やその家族が安心して生活を継続できるよう認知症の正しい理解と対応等の普及啓発・促進に努める。	認知症初期集中支援チーム 訪問30件 ・認知症カフェ開催回数 80回 ・認知症カフェ利用者数 1,600人	認知症初期集中支援チーム 訪問14件 ・認知症初期集中支援チーム 訪問20件 ・認知症カフェ開催回数 80回 ・認知症カフェ利用者数 1,600人	認知症初期集中支援チーム 訪問14件 ・認知症カフェ開催回数 68回 ・認知症カフェ利用者数 1,561人 ・認知症カフェ開催回数 80回 ・認知症カフェ利用者数 1,600人	△	・認知症初期集中支援チーム 訪問5件 ・認知症カフェ開催回数 56回 ・認知症カフェ利用者数 1,251人 ・認知症カフェは、從来から実施していた高齢者あんしん相談センター・5箇所に加え、新たに4箇所(医療機関・介護施設・市民団体)が立ち上がった	×	有認知症初期集中支援チームでは元年度において訪問前に对象者が入院となったり、状況が変化した間に実施できなかった事例が複数あった。認知症初期集中支援チームは、訪問件数よりも多くの成績が出来たがため、グラフが評価止と修正した。 ・医療等適切な支援にて繋がった率:85% ・認知症カフェは、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、下方修正した。 開催件数 23回、利用人数 180人			
(3)疾病予防とセルフケアの推進	15	長寿応援課	あなたの元気が志木市の元気表彰事業	健康寿命延伸記念品配布事業として実施、85歳で介護サービスを受けていない高齢者に記念品及び感謝状を配布する。	健康新命延伸の意義と介護予防の大切さを啓発し、自立支援の意識の定着を図り、適切な医療・介護の提供とセルフケアの普及を図る。	市民の健康意識の高揚を広めるため、事業の普及と広報が必要となる。	制度の周知を各種広報媒体を通じて行うことにより、健康的な生活習慣の普及とセルフケアの重要性の普及を図る。	記念品配布数 246人	記念品配布数 250人	記念品配布数 252人	△	・記念品引換券数 270名 対象者278名に感謝状と記念品引換券を郵送にて送付したが、受取拒否が1名いたため、245個の配布となった。 ・平成30年10月14日に実施した「健康まつり」にて代表者3名を表彰し、感謝状を贈呈した。	○	有事業内容や対象者については変更はない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により記念品の贈呈式実施については、今後の状況を踏まえ検討する。		
(4)自立支援と重度化防止等の推進	16	長寿応援課	自立支援型地域ケア会議の開催	介護保険法に定められた多職種が連携した地域ケア会議を開催し、ケアプランに対する支援・重度化防止の視点から専門職が助言を行なう。	自立支援の意識の定着には、個別課題の解決だけではなく、プランを作成するケアマネジャーのスキルアップと自立支援者との家族に、自立支援の考え方について広く周知する必要がある。	ケアマネジャーを含む事業関係者、及び利用者とその家族に、自立支援の考え方について広く周知する必要がある。	会議の評価や利用者への効果を検証することにより、さらに有効な会議を目指し、会議の普及と定着を図っていく。	自立支援型地域ケア会議の開催 3回 検討件数 6件	自立支援型地域ケア会議の開催 9回 検討件数 18件	自立支援型地域ケア会議の開催 9回 検討件数 22件	○	自立支援型地域ケア会議の開催 6回 自立支援型地域ケア会議スキルアップ研修 1回 検討件数 12件	○	有自立支援型地域ケア会議の開催 (新型コロナウイルス感染症の影響により下方修正した)		
(5)介護予防・日常生活支援総合事業の推進	17	長寿応援課	一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業の実施	・シニア体操 ・脳リフレッシュ教室 ・からだづくり教室 ・通所型介護予防事業 ・介護予講演会	介護保険法の改正に伴い、日常生活動作の向上や社会参加、生きがいづくり等の要素に働きかける取組が必要となった。	普及啓発事業であるため、より多くの利用者に参加してもらう必要がある。	高齢者あんしん相談センターとの連携により、対象者の把握を的確に行なながら、必要な者がより広く参加できるよう、効果的な事業の実施に努める。	利用実人数 724人	利用実人数 1,055人	利用実人数 1,055人	○	利用実人数 543人	×	有利用実人数 300人 (新型コロナウイルス感染症の影響により前期のシニア体操、脳リフレッシュ体操事業の開催が中止なったため下方修正した)		
(6)任意事業の推進	18	長寿応援課	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族の介護負担の軽減や精神的慰労に資する事業を実施し、また介護者同士の交流及び情報交換の場を提供する。	介護負担による共倒れや介護離職等を防ぐため、家族が介護から一時に離れて、心身のリフレッシュを図る機会が必要である。	介護を一人で抱え込まないようにするため、正しい知識と事業の啓発は必要である。	より多くの利用者が参加できるように事業を継続し、対象者の把握を努めるとともに、家族介護者への適切な援助につなげていく。	利用者数 延309人	利用者数 延310人	利用者数 延300人	△	利用者数 延281人	△	有新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度についても引き続き中止等の対応を図る可能性もあるため、下方修正する。 また、開催にあたっては、感染予防対策を講じたうえで、介護者同士の交流及び情報交換の場が途切れないと支援する。 利用者数 延200人		

基本目標4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

施策	番号	担当課	事業名	事業内容	事業目的(背景)	課題(問題点)	今後の展開(方向性)	実績値 平成30年度当初	事業目標			取り組み内容(H30)	達成状況 (H30)	取り組み内容(R1)	達成状況 (R1)	R2事業目標の見直し
									30年度	元年度	2年度					
(1)介護保険サービスの提供と質の向上	19	長寿応援課	介護認定審査会の実施	要介護等認定申請があった場合に、医療・福祉・保健の有識者による「介護認定審査会」による審査を実施する。	公平かつ適切な審査による要介護認定の適正化は、介護保険事業の安定的運営につながる。	要介護認定調査員の確保に努め、研修等による質の向上を図るとともに、介護保険法に定められた30日以内に審査期間を短縮する必要がある。	介護認定調査会の適正運営の維持や認定調査員等の質の維持向上等に努めるとともに、認定審査期間を第8期計画中に30日に短縮することを目指し、制度としての質の向上を図る。	要介護認定申請者数2,881件に対して、申請から認定までの期間 42.2日	申請から認定までの期間 41.0日	申請から認定までの期間 40.0日	38.1日	申請から認定までの期間 申請者1,951人に対して 介護認定審査会 54回 簡素化実施 26件	○	申請から認定までの期間 申請者2,824人に対して 介護認定審査会 76回 簡素化実施 48件 介護認定審査会・認定調査ともに滞りなく実施 目標達成	○	無コロナウイルス感染症の影響により、認定調査が滞り、申請から認定までの期間が4ヶ月の時点で42.1日と長引いた。その後厚生労働省からの通知により、更新申請対象者の認定有効期間を最大12ヶ月延長可能となり位置がどうしたことにより、通常の更新申請対象者が減少した。そのため目標の見直しは行われず、引き続き介護保険法に定められた30日以内を目指す。
(2)介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化	20	長寿応援課	認定訪問介護員合同養成研修の開催	訪問型サービスAを扱っていく人材を確保するため、認定訪問介護員養成研修を実施し、研修修了者を介護事業所への雇用につなげる。	総合事業の開始に伴い、掃除や洗濯等の生活援助を行う、緩和された基準に基づく訪問型サービスAの扱い手を各市町村が育成する必要が生じた。	研修の継続により、人材の育成と確保、雇用する機会の増加が図られる。	研修修了者数 7人 ・就労数 計3人	研修修了者数 10人 ・就労数 計3人	研修修了者数 15人 ・就労数 計5人	研修修了者数 16人 ・就労数 計2人	△	・研修修了者数 8人 ・就労数 計0人 (コロナウイルス感染症の影響により第1回養成研修が中止。その後の養成研修にも影響が考えられため、下方修正を行なう。今後は少人数での開催など新しい生活様式に沿った形での研修が実施できるよう市で検討していく)	×	有研修修了者数 10人 ・就労数 計2人 (コロナウイルス感染症の影響により第1回養成研修が中止。その後の養成研修にも影響が考えられため、下方修正を行なう。今後は少人数での開催など新しい生活様式に沿った形での研修が実施できるよう市で検討していく)		

令和元年度達成状況	達成(O)	10	一部達成(△)	3
不達成(x)		7		